

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

専 決 処 分 書

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づいて専決処分する。

令和7年3月31日専決
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例

(城陽市税条例の一部改正)

第1条 城陽市税条例(昭和39年城陽市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リッ</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リッ</p>

トルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 略

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

(3) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長が特に減免を必要と認めるもの

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納税通知書に指定した納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納税通知書に指定した納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労

トルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 略

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由により市長が特に減免を必要と認めるもの

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納税通知書に指定した納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納税通知書に指定した納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労

働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 身体障がい者等の氏名、住所及び年齢
- (3)・(4) 略
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

4 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定め

働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 身体障がい者等の氏名、住所及び年齢
- (3)・(4) 略
- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない

4 略

5 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定め

る割合)

第10条の2 略

2～16 略

17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

21・22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 略

15 略

る割合)

第10条の2 略

2～16 略

17 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

18 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

20 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

21・22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 略

16 略

(城陽市都市計画税条例の一部改正)

第2条 城陽市都市計画税条例（昭和53年城陽市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p>

4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

8～16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第41項の条例で定める割合)

6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

8～16 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17・18 略

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 略

17・18 略

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の城陽市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度（2025年度）以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度（2024年度）分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度（2025年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度（2024年度）分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の城陽市都市計画税条例の規定は、令和7年度（2025年度）以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度（2024年度）分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税種別割の車両区分を見直す等の必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づいて、城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年城陽市条例第19号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づいて、議会に報告し、承認を求めるものである。

参照条文

地方税法（抜粋）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2

略

地方自治法（抜粋）

〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1

項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

② 略

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④ 略

参考資料

城陽市税条例及び城陽市都市計画税条例の一部を改正する 条例要綱

- 1 地方税法の一部改正に伴い、令和7年度分以降の軽自動車税種別割について、二輪車の車両区分を見直し、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御した原付バイクの区分を新たに追加し、軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付バイクと同額）とする。（市税条例第82条関係）
- 2 地方税法等の一部改正に伴い、文言整理及び条項ずれが生じる等から引用条項を改める等関連規定を整備する。